

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第2639号

平成27年 1 月20日火曜日 第2639号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)3
保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示(2件)(森林整備課)3
道路の供用開始(県道三坂松山線)(中予地方局管理課)3
道路の供用開始(県道小田柳谷線)(中予地方局久万高原土木事務所)3
道路の区域変更(一般国道 441 号)(南予地方局管理課)3
道路の供用開始(") (")3
道路の区域変更(県道広見吉田線)(")3
道路の供用開始(") (")3
道路の区域変更(県道御代ノ川清重線)(")3
道路の供用開始("))
公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告

告 示

○愛媛県告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
アルファ調剤薬局横河原店	東温市横河原180 - 1 ガリレオビル 1階	株式会社アルティザン	薬局(育成医療・ 更生医療)	平成27年 1月1日

○愛媛県告示第66号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成26年9月愛媛県告示第1075号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
宇和島市津島町下畑地丁	大阪市港区新池田町二丁目 3 番地 3 村 上 忠 光	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第67号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成26年9月愛媛県告示第1075号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 1 月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又 は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
宇和島市津島町成字川ノ 上307の3	大阪府堺市石津北町 9 番地 山 本 類 男	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第68号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	三坂松山線 三坂松山線 同町乙430番4まで									平成27年 1 月20日	
,	ıı	松山市窪野町甲2016番 3 から 同町乙429番 6 まで										n.

○愛媛県告示第69号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西	谷字菅行4745 [;]	番 2				平成27年 1 月20日

○愛媛県告示第70号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道	<u>44</u> 1号	北宇和郡鬼北町大字国遠589番 3 から		旧	メートル 8.6~13.0	キロメートル 0 .101	
	4415	同大字586番6まで		新	11 D~21 D	0 .101	

○愛媛県告示第71号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
一般国道		441号		北宇和郡鬼北町		589番 3 から					平成27年 1 月20日

○愛媛県告示第72号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路(の種類	路線名	区	間	旧·新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県		広見吉田線	宇和島市高串字ククリウチ乙279番9		旧	メートル 0.4~1.0	キロメートル 0 ,023	
床	坦		ナ州南中向中ナブグリソア <i>()279</i> 省: 	7	新	62~89	0 .023	

○愛媛県告示第73号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路 0) 種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	広	見吉田	線	宇和島市高串字	ククリウ	チ乙279番 9					平成27年 1 月20日

○愛媛県告示第74号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	\boxtimes	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	御代ノ川清重線	宇和島市津島町山財4260番 2		旧	メートル 23 .7~39 .7	キロメートル 0.060	
、 	1441111111111111111111111111111111111	于和岛印序岛屿出别4200亩 2		新	23 7~43 5	0 .060	

○愛媛県告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	御代	;ノ川清	重線	宇和島市津島町	山財4260香	昏 2					平成27年 1 月20日

公 告

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年1月7日	特定非営利活動法人松球会	野口克幸	松山市中央 1 丁目18番43号	この法人は、スポーツを通して思いやり、協調性に富む健康で明るい青少年及び成年を育成し、元気溢れるまち「野球王国」を目指し、地域、個人、団体、商店街組合等と連携し、観光をも視野に入れた地域振興、まちづくりの推進を図る活動を支援するためのスポーツ施設整備事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

平成27年 1 月20日 発行 37